

長野県文化芸術振興懇話会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	所属・職名等
笠 原 孟	・八十二文化財団常務理事
鎌 田 信	・画家(洋画) ・信州美術会副会長
倉 石 あつ子	・跡見学園女子大学文学教授、部長 ・長野県文化財保護審議会委員
小 山 利枝子	・画家(現代美術) ・県民文化会館運営協議会委員
笹 本 正 治	・信州大学人文学部教授 ・元 長野県文化財保護審議会委員
田 中 妙 子	・信濃教育研究所部長 ・前 飯山東小学校長
橋 本 光 明	・信州大学教育学部教授(芸術教育)
花 岡 君 江	・母親コーラスまつり運営委員会事務局長
原 久仁男	・木曾広域連合事務局長
福 嶋 良 晶	・松本市 文化振興課長
堀 内 征 治	・長野県合唱連盟理事長
水 本 一 雄	・県民文化会館館長 ・長野県公立文化施設協議会長

※ 任期は平成 20 年 7 月 17 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

長野県文化芸術振興懇話会設置要綱

(設 置)

第1 本県における文化芸術の振興について、文化芸術関係者等から広く意見を聴くため、文化芸術振興懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 「長野県文化芸術振興指針」（仮称）の内容に関する事
- (2) その他文化芸術の振興に関する事

(組 織)

第3 懇話会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 文化芸術関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 教育関係者
- (4) 行政関係者

(任 期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(座 長)

第5 懇話会に座長をおく。

2 座長は、委員の中から互選する。

3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6 会議は、知事が召集し、座長が議長を務める。

2 座長は、必要あるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 会議は、公開とする。

(庶 務)

第7 懇話会の庶務は、企画部生活文化課が行う。

(補 則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。